

納期限後の納付について

1. 督促手数料

督促状が発せられてから納付される場合は 1 件につき 100 円を加算して納付してください。

2. 延滞金

本納付額と督促手数料のほかに、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて年 14.6% (納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は年 7.3%) の割合 (各年の延滞金特例基準割合 (租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合をいう。以下同じ。) が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6% の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合) とします。) を乗じて計算した額の延滞金を加算して納めていただきます。法令等の改正により延滞金の算出方法を変更する場合があります。延滞金は、地方税法、大垣市税条例の規定により算出します。

納 付 場 所

- ◎大垣共立銀行・十六銀行・三十三銀行・滋賀銀行・大垣西濃信用金庫・岐阜信用金庫・岐阜商工信用組合・イオ信用組合・東海労働金庫・西美濃農業協同組合以上の各本店・支店・出張所

- ◎岐阜・愛知・三重・静岡の各管内のゆうちょ銀行・郵便局
※ゆうちょ銀行・郵便局では納期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。

- ◎電子納税 (e L T A X)
※詳しくはホームページをご覧ください。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)